

中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年年大蔵省令第二十四号）

改正後

改正前

（パーチェス法を適用した場合の注記）

第十七条の四 連結財務諸表規則第十五条の十二の規定は、パーチェス法を適用した場合について準用する。この場合において、同条第一項（第十一号を除く。）、第二項及び第三項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第二号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第十一号中「連結会計年度の翌連結会計年度以降」とあるのは「中間連結会計期間の末日後」と、同条第十二号及び第三項第一号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

（パーチェス法を適用した場合の注記）

第十七条の四 連結財務諸表規則第十五条の十二の規定は、パーチェス法を適用した場合について準用する。この場合において、同条第一項、第二項並びに第三項第一号及び第二号中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第二号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第一項第十二号及び第三項第一号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

（株主資本の分類及び区分表示）

第四十五条（略）

2（略）

3 連結財務諸表規則第四十三条第三項及び第四項の規定は、自己株式及び自己株式申込証拠金について準用する。

（株主資本の分類及び区分表示）

第四十五条（略）

2（略）

3 連結財務諸表規則第四十三条第三項及び第四項の規定は、自己株式及び自己株式申込証拠金について準用する。この場合において、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第七十五条 財務諸表等規則第四百条の規定は、評価・換算差額等に

七十五条 財務諸表等規則第四百条の規定は、評価・換算差額等につ

ついて準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第七十二条第二項」と、「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」と、「当事業年度変動額」とあるのは「当中間連結会計期間変動額」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と読み替えるものとする。

第七十六条 (略)

2 新株予約権の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第七十七条 (略)

2 少数株主持分の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

(発行済株式に関する注記)

第七十八条 財務諸表等規則第百六条第一項の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同項第一号中「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

いて準用する。この場合において、同条中「事業年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

第七十六条 (略)

2 新株予約権の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載することを妨げない。

第七十七条 (略)

2 少数株主持分の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載することを妨げない。

(発行済株式に関する注記)

第七十八条 財務諸表等規則第百六条第一項の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同項第一号中「事業年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、「事業年度に」とあるのは「中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

(自己株式に関する注記)

第七十九条 財務諸表等規則第七十九条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

(新株予約権等に関する注記)

第八十条 連結財務諸表規則第七十九条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権について準用する。この場合において、同条第一項第三号及び第四項中「連結会計年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、同条第二項中「第十五条の九から第十五条の十一まで」とあるのは「第十七条の二及び第十七条の三」と、同条第三項中「当連結会計年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当連結会計年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と、同条第四項及び第五項第一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(配当に関する注記)

第八十一条 財務諸表等規則第九十九条第一項の規定は、配当について準用する。この場合において、同条第三号中「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「翌事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

(自己株式に関する注記)

第七十九条 財務諸表等規則第七十九条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「事業年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、「事業年度に」とあるのは「中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

(新株予約権等に関する注記)

第八十条 連結財務諸表規則第七十九条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権について準用する。この場合において、同条第一項第三号、第三項及び第四項中「連結会計年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、同条第三項中「連結会計年度中」とあるのは「中間連結会計期間中」と、同条第四項及び第五項第一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(配当に関する注記)

第八十一条 財務諸表等規則第九十九条第一項の規定は、配当について準用する。この場合において、同条第三号中「事業年度」とあるのは、「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。